

令和5年度 第12回大島町農業委員会総会議事録

令和5年度定例大島町農業委員会が、令和6年3月25日（月）午前10時より大島町役場3階第3会議室にて開催された。

1、農業委員会委員は、次の通り

- | | | | | |
|--------|--------|--------|---------|---------|
| 1、新保鐵雄 | 2、向山吉昭 | 3、中拂晶 | 4、五十嵐初代 | 5、笠間隆夫 |
| 6、三田一也 | 7、春木望 | 8、中山定彦 | 9、中村富長 | 10、山本政一 |

2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

- | | |
|--------|--------|
| 1、吉田義孝 | 2、澤田波夫 |
|--------|--------|

3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

農業委員 欠席無し 農地利用最適化推進委員 1、吉田義孝

4、出席職員は次の通り

中田太 産業課長
青木陽尚 主事

5、付議された案件

- 日程第1：農地の権利移動の許可について
日程第2：その他

6、本日の書記は次の通り

青木陽尚 主事

向山議長 それでは、令和5年度第12回大島町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は10名中10名、欠席委員は0名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。なお推進委員の方は2名中1名参加していただいております。ありがとうございます。それでは、本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配布している日程表のとおりといたしますがご異議ございませんか。

(～異議なしの声 多数～)

向山議長 異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は8番委員と9番委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局の青木氏を指名いたします。よろしく願いいたします。それでは日程第1、「農地の権利移動の許可について」について議案第10号を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局(青木) はい。それでは説明させていただきます。日程第1、「農地の権利移動の許可について」、議案第10号をご説明いたします。申請人及び譲受人は□□▲番地、○○、▲歳。譲渡人は同じく□□▲番地、○○、▲歳。申請地は、□□▲番▲、面積は▲平方メートルでございます。申請事由ですが、譲受人である○○は、譲渡人である○○より申請地を取得し、果樹・花卉等を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者1名です。労力状況につきましては、労働力男1名です。次のページをご覧くださいと、申請地への案内図となっております。申請地は、□□の□□から□側へ約▲メートル進み、海側に▲メートル程進んだ□側に位置します。次のページをご覧くださいと申請地の公図となっております。説明は以上です。

向山議長 ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員から補足説明をいたします。私が補足説明をいたします。2番向山、議案10号、農地法3条農地の権利移動の許可についての補足説明をいたします。令和6年3月21日、私、中村委員、澤田委員、事務局青木氏、申請者○○氏の代理人の5名で現地確認、調査見回りをいたしました。その結果、3委員共申請通り異議なしと認めましたので各委員の方々もよろしく願いいたします。耕作放棄地の解消に繋がります。申請地は傾斜地、地台の周りは杉の大木、樫の木の大木、雑木に覆われています。全体が雑木の放棄地です。伐根伐採を行えば最高の畑になります。日当たりも良く、日照時間も長く海岸から離れており塩害も考えられません。農業用水も完備、敷設済みです。近隣への土砂、雨水の流出も周りが土手のなっており考えられません。栽培作物は野菜とカヤです。申請地は農振畑で□側は普通畑、農振畑、□側は普通畑、農振畑、□側は農振畑、□側も農振畑です。約6～70年前はキヌサヤの全盛期であり、□□地域は霜も下りず一等地でした。場所は先ほどの事務局の説明の通りです。以上補足説明を終わります。何か質問等ございましたら挙手にてお願いいたします。

事務局(青木) はい。

向山議長 はい、事務局。

事務局(青木) 一応補足説明をいたします。栽培予定作物については、自家野菜、梅、梨、柑橘、亜熱帯果樹となっております。

向山議長 他によろしいですか。それでは採決いたします。日程第1、議案第10号「農地の権利移動の許可」について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

向山議長 はい、全員賛成ですので議案第10号については原案のとおり承認いたします。続きまして「農地の権利移動の許可について」について議案第11号上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局(青木) はい、説明させていただきます。農地の権利移動の許可について、議案第11号をご説明いたします。申請人及び譲受人は□□▲番地、○○、▲歳。譲渡人は□□▲丁目▲番▲-▲号□□、○○、▲歳。申請地は、□□▲番▲、面積は▲平方メートルでございます。申請事由ですが、譲受人である○○は、譲渡人である○○より申請地を取得し、野菜類、果樹を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、

常時従事者1名です。労力状況につきましては、労働力男1名です。次のページをご覧くださいと、申請地への案内図となっております。申請地は、□□の□□に位置します。次のページをご覧くださいと申請地の公図となります。説明は以上です。

向山議長

はい、ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員、私から補足説明をいたします。2番向山、議案10号、農地法3条農地の権利移動の許可についての補足説明をいたします。令和6年3月21日、私、中村委員、澤田委員、事務局青木氏、申請者〇〇氏の代理人の5名で現地確認、調査見回りをいたしました。その結果、3委員共申請通り異議なしと認めましたので各委員の方々もよろしく願いいたします。耕作放棄地の解消に繋がります。申請地の周りは椿、雑木の大き木に覆われ防風林となっており、地台は雑木、耕作放棄地、荒廃地です。伐採伐根耕運を行えば平らな畑になります。日当たりも良く日照時間も長く海岸から離れており塩害も考えられません。家庭用水道、農業用水は入っておりません。土砂や雨水の流出も周りが土手になっており考えられません。申請地は普通畑、□□側は雑種地、□□側は宅地、普通畑、□□側は宅地、普通畑、□□側は普通畑です。栽培作物は先ほど事務局が説明した通り野菜、果樹を栽培するとのこと。場所も先ほどの事務局の説明の通りです。以上、補足説明を終わります。ただ今説明について発言のある方は挙手にてお願いいたします。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第1、議案第11号「農地の権利移動の許可」について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

向山議長

ありがとうございます。全員賛成ですので議案第11号については、原案のとおり承認いたします。続きまして日程第2、「その他」について、事務局より何かありますか。

事務局(青木)

はい。では事務局から1点だけお願いいたします。前回の総会の際にお伝えいたしました義援金の件です。本日現金で徴収いたしますので、この総会の後によりお願いいたします。こちらは3月29日までになっておりまして、役場福祉けんこう課で集めて被災地に送られます。よろしくお願いいたします。

向山議長

その他何かございますか。特にないようですので、これをもちまして第12回大島町農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員